

令和4年度子ども・子育て支援関連事業案について

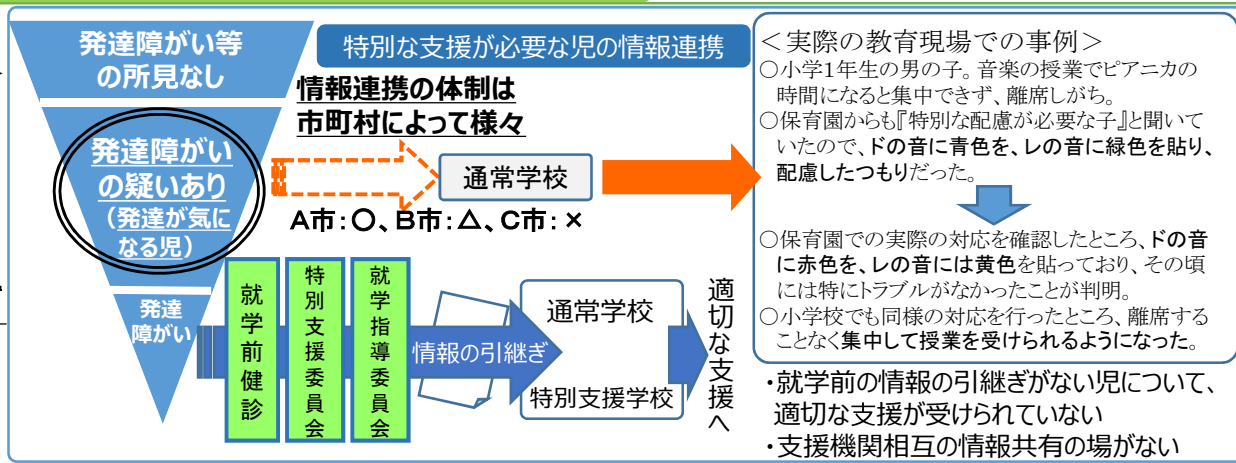
子どもの成長に応じた就学前後の一貫支援の強化

支援が必要な子ども（いわゆる発達障がいグレーゾーン児等）の情報連携の実情

○発達障がいの診断を受けている場合は情報をつなぐ仕組（相談支援ファイル）があるが、親が認めない場合やいわゆるグレーゾーン児については、**情報共有・連携の体制ができていない**

（原因）

- ・就学前は保育所、幼稚園、3歳児健診等様々な場面で気になる児について気付きはあるものの、**児童福祉や教育など所管を越えた情報の共有・連携ができず、そのまま就学してしまうケースが多い。**
- ・各市町村において扱いがバラバラなため**関係者間の意識統一も図れていない。**



母子保健・児童福祉・教育等と連携し、子どもの成長に応じた切れ目ない支援を実現

～こども家庭庁の創設(R5)や児童福祉法改正施行(R6.4)の動きを踏まえ、本県で先んじて垣根を越えた連携を強化～

県内で先行して連携が進んでいる中津市や、人口規模や中核となる機関が異なるモデル市での取組をもとに、情報連携ガイドラインを作成

（先行県の実例）

- ☑神奈川県では、情報共有ツールとして、全市町村共通の「支援シート」を作成し、これまでの**保育所等での生活の様子や苦しいこと、留意すべき点等を記載し、関係機関で引継**

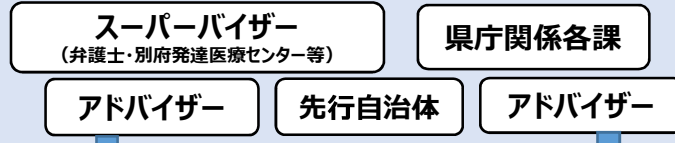
- ☑岡山県では、発達支援が必要な子どもを対象にした「**市町村での就学前後の移行期における情報連携に関するガイドライン**」を作成



R4の取り組み

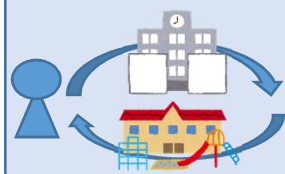
県：体制構築・人材育成

連携支援構築協議会(仮) ⇒ 大分県版ガイドライン作成



派遣 ← 地域の実況・課題 → 派遣

アドバイザーが学校や保育所等の関係機関から現場課題等を収集調査（学校巡回・アンケート等）



- （例）保育園から学校に●●の情報を提供して欲しい。
- （例）保育園で▲▲という対応をしていたが、就学後その対応が引き継がれず混乱が生じたようだ。

※アドバイザーは、将来的に当該地域で子どもの育ちを支える核としての活躍を想定

支援者向け合同研修会

市町村の保健・福祉・教育部門担当、学校教諭、SC、SSW、保育所・幼稚園等の職員を対象とした共通認識形成及び相談スキル向上のための研修

モデル市

地域で体制づくりの検討

アドバイザーが収集した情報をもとに、情報連携の体制整備に係る検討会を開催
 ※既存の会議の活用も可



妊娠期からの切れ目ない多胎育児への寄り添い支援事業

1 多胎児の現状

<大分県が多胎児出生状況>

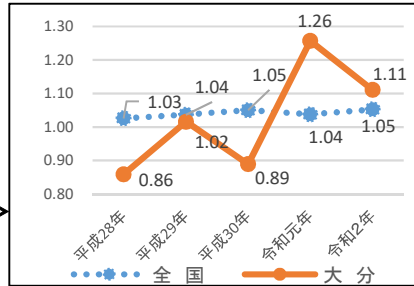
出典：人口動態統計

①R2 多胎児出生数及び出生数割合

(単位：人)

	出生数	(単胎)	多胎児 総数	双子	三つ子	四つ子	五つ子	不詳	多胎児の 割合(%)
全国	840,835	823,687	17,148	16,758	376	14	-	-	2
大分県	7,582	7,419	163	157	6	-	-	-	2.1

②多胎児出産の割合推移(H28～R2)

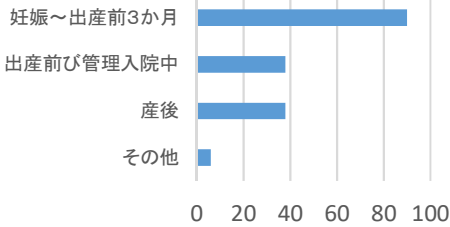


<「R3年度第1回おおい子ども・子育て応援県民会議」意見より>

「多胎児を育てることの大変さというのがなかなか理解されていない。」「多胎児は、子どもを連れての移動が困難。家から出るのも一苦労。具体的な支援があるとよい。」「妊娠中からの相談などを、一人ずつに対応して、それが子育ての時までずっと延長して関わられたら、もっと安心感があるのではないか」など

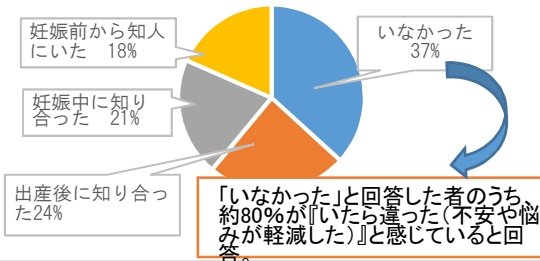
<多胎児アンケートより> (出典：大分のママ集まれ！多胎児ママサークル)※詳細は別紙参照

問. 多胎支援や子育て支援に関する情報が欲しいタイミング (複数回答可) N=172



全体の74%が出産前に情報がほしいと回答。産後は情報収集の余裕はないとの声も多かった。繰り返しの情報提供を望む声も多かった。

問. 多胎育児の経験者(ピア)は身近にいましたか。 N=134



「いなかった」と回答した者のうち、約80%が「いたら違った(不安や悩みが軽減した)」と感じていると回答。

2 市町村令和3年度の多胎支援の取組

<市町村における多胎児支援の取組>

- 多胎児に特化した事業はない：12/18
- 多胎児サークルの実施・支援：4/18
- 妊婦健診費の助成：1/18 ※自治体独自事業
- 産前産後ヘルパー支援助成事業：1/18 ※自治体独自事業

3 課題と方向性

- 各市町村では、対象者が少なく多胎児向けの支援サービスの整備は十分とはいえない
- 多胎児特有の妊娠・出産期・子育て期の経過により、多胎児育児の不安や負担感、外出(移動)が困難、周囲の理解不足による孤立感の増大が懸念される



- ・助産師等の専門家、多胎児育児経験者(ピア)等による妊娠期からの子育て準備の支援(訪問・オンライン相談)
- ・多胎児特有の育児についての情報発信

4 令和4年度の取組

(1)支援者養成研修

- ①助産師、保健師等専門職向け研修会(2回)
- ②ピアサポーター向け研修会(2回)

(2)多胎妊産婦訪問等支援事業

【支援対象】 1歳児未満の多胎児をもつ家庭

- ①助産師による妊娠期からの訪問支援
出産・育児のアドバイス・妊産婦の体のケア等 (助産師による訪問支援：大分県助産師会に委託)
- ②オンライン等による相談支援
- ③(希望により)ピアサポーターとの情報交換

(3)妊娠期からの多様な情報発信

- ①双子向け子育てハンドブックの配布
- ②ポータルサイトを活用した多胎児の妊娠・出産・子育てアドバイス
※「大分のママ集まれ！多胎児ママサークル」のHPにリンク(R3年度、県補助金でHP作成)、等



5 期待できる効果

身近な相談相手・支援者の存在



子育ての不安軽減・孤立化防止



児童虐待防止



子育て満足度の促進



令和4年度 不妊治療費等助成事業 概要

令和4年4月から不妊治療費の保険適用が開始されるが、子どもを持ちたい夫婦の希望を後押しするため、県独自の助成制度を新設する。また、保険適用後を見据えた治療計画の作成が困難であることから、令和4年度に予期せず全額自費で治療を行うこととなる場合が生じる可能性があるため、経済的理由から治療を断念することのないよう、県独自の経過措置を設ける。

現 状

1. 不妊治療費助成事業

対象者：43歳未満の夫婦（所得制限撤廃、事実婚対象）

助成回数：1 出産につき 6 回（40歳～42歳 3回）

助成上限額：

〔国制度〕 初回以降一律30万円（採卵を伴う治療）

〔県制度〕 自己負担額3割まで県独自上乗せ

治療の種類	費用負担	助成額
新鮮胚移植(A)	国庫対象	30万円
	県・市町村	5万円
凍結胚移植(採卵あり)(B)	国庫対象	30万円
	県・市町村	11万円
凍結胚移植(採卵なし)(C) 卵が得られない(F)	国庫対象	10万円
	県・市町村	4.5万円
治療中止(D)、受精できず(E) 男性不妊治療	国庫対象	30万円
	県・市町村	—

2. 妊活応援検診助成制度（不妊検査費助成）

対象者：初めて不妊検査を受診する夫婦

対象経費：不妊検査に要する自己負担額

※保険適用の有無問わない

初めて受診する夫婦が行う一般的な検査

助成金額：上限3万円（県1/2、市町村1/2）

要件：妻の年齢が43歳未満であること。ただし、妻の年齢が30歳以上の夫婦は婚姻2年以内であること。

（※第2子以降は婚姻期間不問。また、経過措置として、R3年度までは30歳以上でも婚姻期間不問。）

3. 不育症検査費助成

対象者：2回以上の流産・死産の既往歴がある方

対象検査：先進医療として実施されている不育症検査

助成金額：上限5万円（国1/2、県1/2）

要件：当該先進医療の実施機関として承認されている保健医療機関で実施したもの

R4年度

1. 不妊治療費助成事業（特定不妊治療に関する助成事業）

令和4年度より不妊治療費の保険適用開始

<治療者の費用負担>

① 全て保険適用 → 自己負担3割

② 保険適用+先進医療（保険外併用療養）⇒ 保険適用部分：自己負担3割、先進医療部分：全額自費

※ 先進医療を実施するには、医療機関ごとに実施する治療法等ごとの届出が必要となる

③ 保険適用+保険適用外 → 全額自費（混合診療となり全ての治療費が自費）

※(1)～(3)において、基本的な要件(対象者の年齢等)については、現行制度に同じ。

(1) 先進医療部分への助成（県単）【新規】※上限設定予定

対象経費：特定不妊治療において保険適用内の治療と併せて行った先進医療にかかる経費を自己負担3割となるよう助成する

（県1/2、市町村1/2）

助成回数等：40歳未満：6回、40歳以上～43歳未満：3回（1出産あたり）

(2) 経過措置

(ア) 国による経過措置【R4限り】※上限金額は、現行同様

対象経費：R3年度に開始した治療のうち、治療の終了がR4年度となるものについて、経過措置として、R3年度まで実施していた助成内容に基づき助成する

（基金部分：国1/2、県1/2、県単上乗せ部分：県1/2、市町村1/2）

助成回数：1回のみ

(イ) 県単独自の経過措置【新規・R4限り】※上限金額10～30万円

対象経費：R3年度に開始した一連の治療計画で、保険適用と適用外の治療を併せて行う場合、保険適用相当分の7割を経過措置として助成する

（県1/2、市町村1/2）

助成回数等：40歳未満：6回、40歳以上～43歳未満：3回（1出産あたり）

(3) R4申請分（R4.2～3月治療終了分）【例年どおり】※上限金額は、現行同様

対象者等：R4年2月～3月に治療が終了した方で、R4年5月末までに申請があったものについて、R3年度まで実施していた助成内容に基づき助成する

（基金部分：国1/2、県1/2、県単上乗せ部分：県1/2、市町村1/2）

2. 妊活応援検診助成制度（不妊検査費助成）【継続】

※経過措置終了のため、R4年度より妻の年齢が30歳以上の夫婦は、婚姻2年以内であること。（※第2子以降は婚姻期間不問）

3. 不育症検査費助成【継続】

ヤングケアラーへの気付きと適切な支援への繋ぎ

「ヤングケアラー」を巡る情勢

- ☑「ヤングケアラー」とは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもとされている。
- ☑家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、また社会的な認知度も現時点において低いため、周囲の大人のみならず、子ども自身にも自覚がない場合が多く、適切な支援に結び付いていないことが課題
- ☑国は、ヤングケアラーの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」に位置づけ

【県独自実態調査】

- ◆対象：大分県内の小学校5年生～高校3年生
 - ◆人数：79,550人 回答数：57,259人（回答率：72.0%）
 - ◆調査実施：令和3年10月～11月 公表：令和4年3月
- ①「お世話をしている人がいる」と回答：2,315人（回答者の4.0%）
 - ②「お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことがある」と回答：726人（回答者の1.3%）
 - ③「ヤングケアラーを聞いたことがない」と回答：全体の70.2%

☑県内には家事や家族の世話を日常的に行うことで、生活に支障が生じている、**支援を要するヤングケアラーが1,000人程度存在**
(推計) 79,550人 × 上記②の1.3% ÷ 1,000人

社会的認知度向上のため周知啓発を行うとともに、適切な支援に繋がられるよう相談体制を構築

①児童・生徒への周知・啓発及び周囲の気づき

- ☑全児童・生徒に相談先カード、リーフレットを配布
 - ・教職員向けweb研修動画の配信
 - ・各市町村単位での合同研修（市町村福祉担当、民間こども支援団体等）
 - ・県民フォーラムの開催、啓発ポスター・チラシの配布
- ☑支援体制の構築等を行うヤングケアラー・アドバイザーの配置
出前授業や研修のコーディネート、人脈を活かした効果的な啓発手法の助言

②相談窓口の設置（相談しやすい環境づくり）

- ☑ヤングケアラー専用相談窓口の開設（R4.4予定）
※開設準備はR3.2補正に前倒し
- ・電話：いつでも子育てほっとライン相談員（16名）が対応
学校で相談できない子供に対応（24H、365日対応）
- ・SNS：予め登録したFAQ・AIを活用した自動回答と直接応談
必要に応じて市町村や学校など他の機関に適切につなぐ
- ☑SSW（スクールソーシャルワーカー）・SC（スクールカウンセラー）の配置強化
（SSW:6H勤務→7H勤務に拡充、SC:対応時間を拡充）

③適切な支援へのつなぎ

- 市町村を中心とした情報共有と既存制度を活用した支援策へのつなぎ
（保育所、障がい・介護ヘルパー、訪問看護、生活福祉資金貸付、生活保護、ショートステイ、社協支援、こども食堂など）
- 「家庭養育ヘルパー」派遣（市町村事業）（国1/2、県1/4、市町村1/4）
家庭を訪問、家事・育児等の支援を行いながら不安や悩みを傾聴
（杵築市他1市での実施を想定）

アウトリーチ型見守り体制による適切な支援への繋ぎ

コロナ禍等による児童虐待リスクの高まり

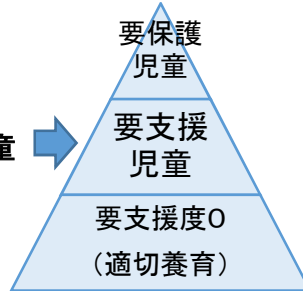
☑コロナ禍で家の中で過ごす時間が増えたことも相まって、地域等での子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている。

(具体例)

- ・父子3人世帯、児童2人は月の半分以上不登校
- ・父はコロナで減収し在宅増でストレスも増
- ・家はゴミ屋敷で足の踏み場もない状況
- ・学校や市が家庭訪問するも父は接触拒否、児らも父への不満を述べることなく支援を拒否

家庭の状況把握が難しいが、気になる児童

☑養育環境が少し気になる程度の家庭は、行政の助言や訪問指導などの支援に拒否的であったり、あるいは支援が必要なことに気が付いていないケースも多い。

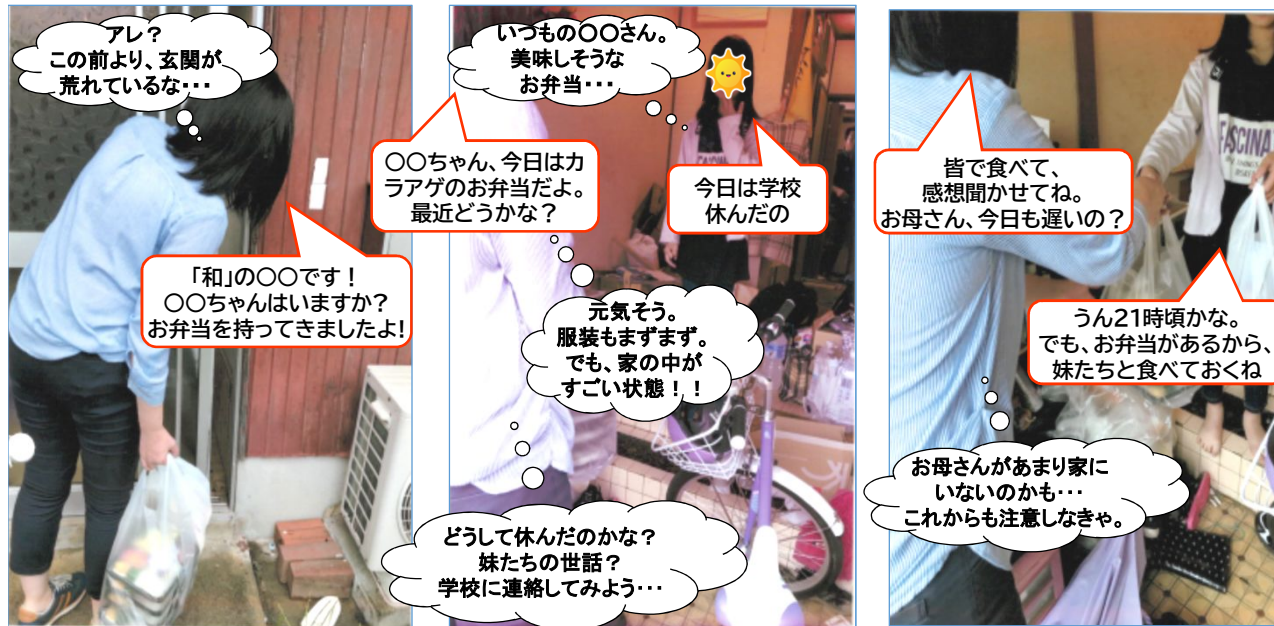


【先行する中津市での取組】

- ◆ 対象: 児童虐待の疑いがあるなどの気になる家庭、コロナによる失業等による生活困窮家庭など 計20家庭
- ◆ 内容: 児童養護を専門とする児童家庭支援センター「和」に委託、週1回の家庭訪問により状況を把握、食事や日用品の提供(児童への手渡しによる現況確認)等を実施
- ◆ 効果: 食事等を持参して家庭訪問すると、警戒心が強く関係を築きにくかった家庭でも確実にドアを開けてくれ、家庭内の現況を把握することが出来ている。
⇒信頼関係の構築により必要な支援策へのつながりが可能に

潜在化する児童虐待等を早期に発見し、適切な支援に繋がられるよう市町村と連携し、戸別訪問(アウトリーチ型)による見守り体制を構築

【中津市(児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」)での事例】



☑実施方法

市町村が児童家庭支援センター、社協、こども食堂等に委託
R4:別府,中津,杵築,豊後大野などで実施予定

☑支援対象家庭

要保護児童対策地域協議会の支援対象家庭(ヤングケアラー含む)、生活困窮家庭等

☑実施内容

戸別訪問による状況把握、食事の提供など

※併せて見守りを実施できる主体も育成

令和4年度一般会計当初予算案

1 健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県

①子育て満足度日本一、②健康寿命日本一、そして③障がい者雇用率日本一の実現に向け、支援から取り残される子どもがいないよう体制を強化するとともに、救急医の確保やオンライン診療の推進のほか、知的・精神障がい者の一般就労移行へのさらなる支援などに積極的に取り組む。

①子育て満足度日本一の実現

(単位：千円)

事業名	令和4年度 当初予算案 〔 令和3年度 当初予算額 〕	当初予算案の概要	所管課
1 おおいた出会い応援事業	60,654 (38,108)	若者の結婚の希望を後押しするため、「出会いサポートセンター」を運営し、市町村、民間団体、企業等と連携した出会いの場づくり等を総合的に実施する。 【特】AIを活用したマッチングシステムの導入 など	こども未来課
2 不妊治療費助成事業	161,523 (524,087)	【新】不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療のうち保険適用治療と併せて行った先進医療に要する経費について、市町村と連携して自己負担が概ね3割となるよう助成する。 ・助成回数 40歳未満 1出産あたり6回 40歳以上43歳未満 1出産あたり3回 ・助成額 先進医療に要する費用の7割 ※令和4年度から保険適用となるが、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ1回の治療について現行の助成制度で支援 ※3年度に開始した一連の治療計画で、保険適用と適用外の治療を併せて行う場合、保険適用相当分の7割を経過措置として助成(助成上限 30万円) 不妊を心配する夫婦の早期受診を促すため、市町村と連携して不妊検査に要する費用を助成する。 ・対象者 妻の年齢が43歳未満かつ婚姻2年以内の夫婦又は妻の年齢が30歳未満の夫婦 ・助成上限 3万円	こども未来課
3 おおいた子育てほっとクーポン利用促進事業	98,681 (84,427)	子育てで家庭の負担を軽減するため、様々な子育て支援サービス等に利用できる「おおいた子育てほっとクーポン」を出生時に配布する。 ・配布額 養育する子どもの数×1万円分 〔債務負担行為 38,894千円〕	こども未来課
4 子ども医療費助成事業	929,372 (908,897)	子育てで家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの健康保持と健全育成を図るため、子ども医療費を軽減する市町村に対し助成する。 ・通院 未就学児まで ・入院 中学生まで ・自己負担 通院1日500円(上限：月4回、3歳未満 月2回) 入院1日500円(上限：月14日)	こども未来課
5 大分にこにこ保育支援事業	667,582 (672,189)	保育を必要とする家庭の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を全額免除する市町村に対し助成する。 ・対象 認可保育所、認定こども園、認可外保育施設 など	こども未来課
6 おおいた子育て応援スクラム事業	24,316 (23,971)	地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援するため、イクボス宣言企業や子育て応援店を拡大するほか、多胎児や低出生体重児への支援体制の充実に取り組む。 【特】多胎児育児の悩み等に対応する妊娠期からの訪問支援 【特】リトルベビー(低出生体重児)手帳の作成 ・子育て家庭に特典の提供等を行う子育て応援店の登録拡大 など	こども未来課

※ (新) は「新規事業」、(特) は「ポストコロナおおいた挑戦枠事業」

7	保育所運営費	3,308,503 (3,612,361)	<p>保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 150施設 ・小規模保育施設 22施設 ・家庭的保育施設 7施設 ・事業所内保育施設 12施設 	こども未来課
8	認定こども園運営費	5,021,315 (4,997,095)	<p>幼児教育及び保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型 104施設 ・幼稚園型 26施設 ・保育所型 26施設 	こども未来課
9	私立幼稚園運営費	1,069,304 (1,108,912)	<p>幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園を設置する学校法人に対し運営に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学振興費 11施設 ・施設型給付費 13施設 	こども未来課
10	保育環境向上支援事業	171,498 (316,628)	<p>保育人材の確保と職場定着を図るため、高校生向けの出前講座や福岡での就職イベント等を実施するとともに、業務効率化に取り組む保育施設に対し助成する。</p> <p>【特】保育補助者等を対象とした保育士資格取得への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生を対象にした出前講座やインターンシップの実施 ・ICTを活用した業務効率化に取り組む保育施設への助成 補助率 1/2 限度額 50万円 など 	こども未来課
11	私立幼稚園業務改善等支援事業	12,100 (20,300)	<p>幼稚園教諭の負担を軽減するため、業務改善に向けたICT設備導入等を行う学校法人に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 3/4 限度額 75万円 <p>認定こども園等へ円滑に移行できる環境を整えるため、認可申請事務等を行う職員を雇用する学校法人に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 限度額 80万円 	こども未来課
12	病児保育充実支援事業	140,908 (121,736)	<p>安心して病気の子どもを預けられる環境を整えるため、病児保育を実施する市町村に対し運営費を助成するとともに、病児保育の広域化・ICT化に向けた取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育施設運営費の助成(30施設) 補助率 2/3 (国1/3 県1/3) ・病児保育施設が行うICTシステム導入に要する経費への助成 	こども未来課
13	放課後児童対策充実事業	864,574 (834,136)	<p>放課後の子どもに安全で健やかな生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営する市町村に対し助成するとともに、クラブの運営強化に向けた取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営費の助成(404クラブ) 補助率 2/3 (国1/3 県1/3) ・労働環境の改善等を行うクラブへのアドバイザー派遣 など 	こども未来課
14	特 就学前後の切れ目ない支援体制整備事業	6,050 (0)	<p>発達が気になる子ども等に対し、就学前後の移行期に切れ目ない支援を行うため、市町村と連携し、福祉、教育等の関係機関による連携支援体制の構築に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の情報共有に向けた連携ガイドラインの作成 ・支援者向け合同研修会の開催 など 	こども未来課
15	児童虐待防止対策事業	27,279 (21,572)	<p>児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、弁護士の活用により児童相談所の法的対応力等を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携強化に向けた研修会の開催(4回) ・児童相談所への非常勤弁護士の配置 (中央児相 週4回、中津児相 週1回) ・出産前から支援を必要とする妊婦等への支援 など 	こども・家庭支援課
16	特 ヤングケアラー等支援体制強化事業	18,400 (0)	<p>ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待のおそれのある家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げるため、見守り・相談体制の構築のほか周知・啓発等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等によるヤングケアラー相談窓口の設置 ・戸別訪問による家庭状況の把握等を行う市町村への助成(9市) 補助率 5/6 (国2/3 県1/6) など 	こども・家庭支援課
17	子どもの居場所づくり推進事業	13,495 (13,345)	<p>子どもの居場所を確保し、貧困の早期発見等に繋げるため、子ども食堂の新規立ち上げ等を支援する市町村に対し助成するほか、朝食の定期的な無料提供に取り組む子ども食堂等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ経費の助成 補助率1/2 限度額20万円 ・機能強化に要する経費の助成 補助率1/2 限度額10万円 ・モデル小・中学校での朝食の定期的な無料提供の実施(6か所) ・クラウドファンディングによる子ども食堂の運営支援 など 	こども・家庭支援課